

令和 7 年 2 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	打越 (打越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 22 日 (第 5 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農地21haにおいて約16haを集落営農組織、残り約4haについてを個人農家が水稻を中心に耕作している。集落営農組織の構成員18名中11名が70歳以上であり、8名の個人農家においても全員年齢は70歳以上である。また、農業施設はH6圃場整備が完了してから30年経過し地中パイプ配管、各田の給水バルブなどが経年劣化し、鹿・猪等の増加により防護柵の効果も薄れている。こうしたことから今後、集落営農組織の後継者の育成、耕作地の絞り込みによる効率化及び多面的機能支払交付金を活用するなどし、営農活動を集落全体での取組へと発展させることが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、農業の中心である集落営農組織における労働負荷軽減に向けた取組みとして、早生と中生の等分栽培を実施している。今後さらに集落営農の法人化、及び麦・大豆などの栽培も追加することでの水稻を含めたブロックローテーションの可能性を検証していく。次に、耕作を継続していく農地を圃場整備実施区域を中心とした農地とし、その農地において農作業の効率化とともに鳥獣害対策の省力化を図っていく。また、多面的機能支払交付金の活動を集落全体での取組みに昇華させ、非農家住民と農家との交流、農業への関心を深め後継者育成を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)	1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

圃場整備を実施した16haを中心に、農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、その区域と住宅地または林地との間にある農地は保全・管理を行う区域としていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
任意団体である集落営農組織による農地の集約は進んでおり、将来個人農業者の離農による農地約4haを集積すると約8割に上る見込みである。集落営農組織に集約した以外の農地についても農地中間管理機構を活用し認定農業者や新規就農者に貸付を進められるよう地域での合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落営農組織に集約した以外の農地については、農地所有者の同意を得られる範囲で農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金を活用し施設の維持・整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな農業担い手の確保とともに集落内において集落営農組織に参加する後継者の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA兵庫西に「育苗苗」「航空防除」を委託しているが、作業の効率化や低コスト化が見込めるサービスを検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①防護柵の点検管理を行い、侵入経路を特定し侵入マップを作成するとともに被害情報の速やかな共有に努める。
 ②人にも環境にも安心安全な栽培方法を目指す。
 ③水管理、生育管理に利用可能な技術の習得をする。
 ⑦多面的機能支払交付金を活用した保全管理をする。
 ⑩女性が担い手として参加しやすいように女性用の休憩室を考える。